

福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金公募要領

福島県エネルギー課
令和8年4月30日

1 目的

福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金については、福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、本要領により補助金交付申請の手続等を定めることにより適切な実施を図る。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

(2) 太陽光発電設備

太陽光モジュール及び当該太陽光モジュールの付帯設備。

(3) オンサイトPPAモデル（以下「PPA」という。）

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、需要家の敷地内等に太陽光発電設備を設置し、維持管理等をした上で、太陽光発電設備から発電された電力を一般送配電事業者の電力系統を使用せず需要家に供給する契約方式をいう。

(4) リースモデル（以下「リース」という。）

リース事業者が需要家の敷地内等に太陽光発電設備を設置し、維持管理等を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。

(5) 事業所

県内に所在する工場又は事務所、その他の事業場をいう。

3 補助対象事業及び要件

(1) 補助対象事業

福島県内の事業所に次のいずれかの形態で太陽光発電設備を導入する事業。

- ① 自己所有
- ② PPA
- ③ リース

(2) 要件

関係法令等の遵守を含め以下を要件とする。

- ア 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- イ 未使用の太陽光発電設備（100kW以下）を事業所（敷地内に限る。）に導入すること。
- ウ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量を全て自家消費すること。
- エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- オ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- カ 発電量を計測する機器を備えること。
- キ PPA又はリースの場合、本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ク 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ケ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。
- コ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める次の事項を含めた遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。
 - ① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - ② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - ③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - ④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - ⑤ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）

を掲示すること。ただし、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に記載する例外を除く。

- ⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - ⑦ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - ⑧ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - ⑨ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）、交付要綱を遵守すること。
 - ⑩ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - ⑪ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- サ PPAの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- シ リースの場合、リース事業者は、交付された補助金額相当分をリース料金から控除すること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- ス 補助金の交付を受けた者は、太陽光発電の発電量、電力使用量、購入量等について、設置した日の属する月の翌月から12か月後までの利用状況を太陽光発電設備利用状況報告書（交付要綱様式第16号）により県に報告すること。また、12か月経過後の発電量等のデータについても、県から情報を求められた際には応じること。

4 補助対象事業者

補助対象事業者は次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 県内に事業所を有する法人（国、国の所管する独立行政法人及び地方公共

団体を除く。) 、青色申告を行っている個人事業主
(2) PPA 又はリースを行う民間事業者 ((1) の事業所敷地内に導入する場合に限る)

5 補助対象経費

別表 1 のとおり。

6 補助率及び補助上限額

5 万円に太陽光モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値 (kW) とパワーコンディショナーの定格出力 (kW) の合計値 (kW) の低い方 (小数点以下切り捨て) を乗じて得た額 (上限 5 0 0 万円)

7 事業期間

交付決定日から令和 9 年 1 月末日まで。

※交付決定前に補助事業に着手 (施行業者との契約) した場合には、補助対象とならないことに留意すること。

※事業期間内に、発電設備等の設置、費用の支払い、発電開始まで完了させること。

※事業期間の延長は認められないので留意すること。

8 公募期間

令和 8 年 4 月 3 0 日 (木) から令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) まで ※必着

〔申請期限内に予算額以上の申請があった場合には補助要件を満たしている申請者の中から抽選を行い、予算の範囲内で採択する。〕

9 申請方法

(1) 提出書類及び提出方法

別表 2 に掲げる書類 1 部を以下提出先に郵送又は持参により提出する。

※公募期間必着

(2) 提出先

〒 9 6 0 - 8 6 7 0

福島市杉妻町 2 番 1 6 号

福島県企画調整部エネルギー課

福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金 担当宛

10 補助事業の変更

補助金交付の決定を受けた者が、補助事業の内容を変更 (全部又は一部の承

継、中止又は廃止を含む。)をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式第8号(補助金交付決定変更(中止・廃止)承認申請書)を提出しなければならない。ただし以下に定める軽微な変更の場合においては、提出不要とする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではない、事業内容の変更
- (2) 補助金額に影響を及ぼさない補助対象経費の20%以内の減額変更

11 申請の取下げ

申請者は、交付決定通知及び変更承認(不承認)通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

12 実績報告及び額の確定

事業完了日から起算して30日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、別表3に掲げる書類1部を提出する。

県は、実績報告書を受領した時は当該書類の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた後に交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する(補助金申請額と確定額に変更がない場合は通知を省略する)。

13 補助金の交付

事業者は、県が補助額を確定した後に、交付要綱様式第14号(福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金精算払請求書)を提出し、補助金の支払いを受ける。

14 留意事項

- (1) 申請書類等に虚偽記載があった場合には採択しない。
- (2) 審査手続き等において、書類の追加提出を依頼する場合がある。
- (3) 提出書類の返却はしない。
- (4) 補助金の交付決定後に、採択された事業に関する情報(補助事業者の名称、概要等)を県ホームページ等で公表する。また、当該補助金の交付決定等に関する情報(交付決定先、交付決定額等)が国により公表される場合がある。

別表1 補助対象経費

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費(直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(補助金の交付対象に

		なる事業の要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。PPA 又はリースにより実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表2 補助金交付申請書に添付する書類

番号	提出書類	申請書			
		法人	個人 事業主	PPA 又は リース 事業者	
申請書、計画書等（指定様式）					
1	補助金交付申請書	様式第1号	○	○	○
2	実施計画書	様式第2号	○	○	○
	経費内訳	別紙1	○	○	○
	リース料金等の算定根拠明細書	別紙2	—	—	○
3	暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書 注 PPA 及びリースの場合は利用者分も提出すること	様式第3号	○	○	○
	役員一覧 注 PPA 及びリースの場合は利用者分も提出すること	別紙1			

4	誓約書	様式第4号	○	○	○
5	補助事業実施に係る同意書 注1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合に提出すること 注2 同意者の署名若しくは記名押印が必要	様式第5号	△	△	△
6	債権者登録申請書 福島県「債権者登録について」 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/saikensya.html 上記URLから申請書(エクセル)をダウンロードして使用すること。	別紙1	○	○	○
添付書類(自由書式)					
7	見積書及び見積内訳書の写し	添付書類1	○	○	○
8	設置する土地又は建物の全部事項証明書 注 発行日より6か月以内のもの	添付書類2	○	○	○
9	事業を行う場所の確保状況を確認できる書類(利用許可書の写し等) 注 申請者以外が所有・管理する施設や土地等に設備導入する場合に、事業実施に当たって所有者や権利者との調整が必要な場合に提出すること。	添付書類3	△	△	△
10	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人の場合) 注 発行日より6か月以内のもの	添付書類4	○	—	○
11	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分(個人事業主の場合)	添付書類5	—	○	—
12	控除前PPAの契約書(案)及び控除後PPAの契約書(案)(PPA事業者の場合) 控除前リースの契約書(案)及び控除後リースの契約書(案)(リース事業者の場合)	添付書類6	—	—	○
13	県税の滞納がないことの証明書 注1 課税がない等の理由により滞納がないことの証明書が交付されない場合はその旨を記した書面(任意様式) 注2 リース又はPPAにより補助対象設備を導入する場合は、利用者分の証明書も提出すること	添付書類7	○	○	○
14	設備の仕様が分かるもの(仕様書、カタログ等)	添付書類8	○	○	○
15	逆流を防止する装置の仕様が分かるもの(仕様書、カタログ等)	添付書類9	○	○	○
16	単線配置図	添付書類10	○	○	○
17	システム系統図	添付書類11	○	○	○

18	機器配置図	添付書類 12	○	○	○
19	敷地見取り図及び設置予定場所の現状写真 注1 写真は直近1か月以内のもの 注2 柵を設置する場合は柵の設置場所の写真も添付すること	添付書類 13	○	○	○
20	設備設置場所が屋根の場合、屋根形状	添付書類 14	△	△	△
21	その他知事が必要と認める書類	その他	△		

別表3 実績報告書に添付する書類

番号	提出書類	申請書			
		法人	個人 事業主	PPA 又は リース 事業者	
申請書、計画書等（指定様式）					
1	補助金実績報告書	様式第 10 号	○	○	○
2	実施実績書	様式第 11 号	○	○	○
	経費内訳	別紙 1	○	○	○
	リース料金等の算定根拠明細書	別紙 2	—	—	○
添付書類（自由書式）					
3	請求書及び領収書の写し	添付書類 1	○	○	○
4	工事請負契約書の写し	添付書類 2	○	○	○
5	設置した設備の全体写真 注 柵を設置した場合には柵の写真も提出すること	添付書類 3	○	○	○
6	太陽光パネルの型式及び設置状況が分かる写真	添付書類 4	○	○	○
7	パワーコンディショナーの型式及び設置状況が分かる写真	添付書類 5	○	○	○
8	設備の確定仕様が分かるもの (仕様書、カタログ等)	添付書類 6	○	○	○
9	単線結線図（竣工図）	添付書類 7	○	○	○
10	システム系統図（竣工図）	添付書類 8	○	○	○
11	機器配置図（竣工図）	添付書類 9	○	○	○
12	連系契約確認書及び系統連系承諾書（写し）	添付書類 10	○	○	○
13	控除前PPAの契約書及び控除後PPAの契約書 (PPA事業者の場合)	添付書類 11	—	—	○

	控除前リースの契約書及び控除後リース契約書 (リース事業者の場合)			
14	その他知事が必要と認める書類	その他	△	

別表4 太陽光発電設備利用状況報告書に添付する書類

番号	提出書類	申請書			
		法人	個人 事業主	PPA 又は リース 事業者	
申請書、計画書等（指定様式）					
1	太陽光発電設備利用状況報告書	様式第 16 号	○	○	○
2	発電電力量等内訳表	別紙 1	○	○	○
添付書類（自由様式）					
3	再エネ発電量・使用量・購入量がわかる資料	添付書類 1	○	○	○
	その他知事が必要と認める書類	その他	△		

「○」：提出必須 「△」：案件により必要 「－」：不要